

■海外ホットライン・お問い合わせ先		
ケガ・病気以外のトラブルの場合の相談サービスです。 (24時間・年中無休・日本語対応)		
お客さまの滞在地		電話番号
北米・中南米 ハワイ	アメリカ(本土・ハワイ)	1-833-950-0893 (無料電話)
	カナダ	1-833-907-6700 (無料電話)
	メキシコ	01-800-123-3308 (無料電話)
	アルゼンチン	0800-777-0085 (無料電話)
	コロンビア	01-8009-812123 (無料電話)
	ブラジル	0800-761-0212 (無料電話)
アジア	ペルー	0800-53-280 (無料電話)
	シンガポール	800-8110-824 (無料電話)
	インドネシア	007803-81-1-0038 (無料電話)
	タイ	1800-011-212 (無料電話)
	フィリピン	1-800-1-8110336 (無料電話)
	ベトナム	120-81-045 (無料電話)
	中国全土	4001-203739 (無料電話)
	香港	800-90-0356 (無料電話)
	台湾	00801-81-2770 (無料電話)
オセアニア	韓国	00798-81-1-0831 (無料電話)
	オーストラリア	1-800-718-264 (無料電話)
ヨーロッパ・ アフリカ・ 中近東・ロシア	ニュージーランド	0800-64-0363 (無料電話)
	イギリス	0808-23-44567 (無料電話)
	イタリア	800-7-83839 (無料電話)
	オーストリア	0800-298828 (無料電話)
	ギリシャ	00-800-8113-0137 (無料電話)
	スイス	0800-89-5138 (無料電話)
	スウェーデン	020-790-250 (無料電話)
	スペイン	9009681-90 (無料電話)
	チェコ	800-143-106 (無料電話)
	デンマーク	8025-4536 (無料電話)
	ドイツ	0800-1-80-2112 (無料電話)
	ハンガリー	06-800-21617 (無料電話)
	フランス／モナコ	0800-90-6165 (無料電話)
	ベルギー	0800-1-2552 (無料電話)
	ポーランド	00-800-811-1219 (無料電話)
	ポルトガル	800-8-81-040 (無料電話)
	ルクセンブルク	8002-6045 (無料電話)
	ロシア	8-800-301-8861 (無料電話)
	南アフリカ	0800-99-5549 (無料電話)
	アラブ首長国連邦	800-081-0-0144 (無料電話)
	イスラエル	1-80-946-5201 (無料電話)
上記無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国または地域から		050-3820-1301
日本国内から		0120-08-1572 (無料電話)
		018-888-9547

※香港・マカオは香港オフィスへご連絡ください。

- 電話ご利用上の注意
- ※左記は、2023年10月現在となっており、今後変更することがあります。
- ()内は国番号です。無料電話利用時には、国番号が不要です。
 - 無料電話は、公衆電話・携帯電話からご利用にならない場合があります。その場合は「無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から」に記載の電話番号へコレクトコールでおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センターオフィスにお申し付けください。
 - 「無料電話」の表示がない電話番号は「ダイヤル直通電話(有料)」となりますので、コレクトコールをおかけいただくか、「折り返し電話」するよう各センターオフィスにお申し付けください。
 - 無料電話やコレクトコールをご利用にならない場合の電話料金はお客さま負担となります。
 - 地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合があります。
 - 宿泊施設内電話の利用料や、携帯電話の種類により受信の際に利用料が発生する場合は、お客さま負担となります。
 - 各国での電話事情等により電話がかかりにくい場合は、「海外メディカルヘルプライン東京センター(前記)」 「海外ホットライン日本オフィス(左記)」または、他のセンターオフィスへお問い合わせください。
 - お電話をいただいた時間帯や状況によっては、他のセンターへ電話が転送される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - 各電話番号については最新のものを掲載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがあります。

ショッピング安心保険のあらまし

被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限りです。								
補償期間	カード会員が物品をカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から90日間。								
補償対象	カード会員が日本国内および海外でカードを利用して購入された物品。								
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。								
補償限度額および ご注意事項	<table><tr><td></td><td>1事故上限額</td><td>年間上限額</td></tr><tr><td>補償限度額</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr></table> ● 自己負担金は5,000円です。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。				1事故上限額	年間上限額	補償限度額	100万円	100万円
	1事故上限額	年間上限額							
補償限度額	100万円	100万円							
補償の対象とならない 主な場合	① 紛失・置き忘れによる損害 ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害 ③ 電氣的な事故や機械的な事故による損害 ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害 ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害 ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害 ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害 ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害 ⑪ 汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害								
補償の対象とならない 主な物品	① 商品券、航空券、乗車券など ② 宅配便など(通販などの輸送中の物品) ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの ④ 預金証書または貯金通帳(通帳および現金支払機用カードを含みます。) ⑤ 食料品・飲料(酒類を含みます。) ⑥ 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの ⑧ 動物あるいは植物(剥製・ドライフラワーを含みます。) ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの ⑩ 携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 ⑪ 職業上の商品として購入したもの など								
保険金支払の 時期	保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。								
代位	① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。 ② 会員は損害保険会社から取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。								
損害防止義務	会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。								
準拠法	この補償を提供する保険契約は、日本国の法令に基づいて行われたものであり、会員が損害保険会社に対し補償の請求を行う場合も日本国の法令適用があります。								

ショッピング安心保険の事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

ショッピング安心保険事故受付デスク

☎0120-279-109 ☎018-803-7631

24時間受付／年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類															
海外旅行傷害保険		国内旅行傷害保険													
保険金請求書類 (備考)	保険金請求書類 (備考)	現地でしか手配できない書類										損害賠償請求書類		その他書類	
		医師の診断書	お泊り施設の領収書	死傷に際しての領収書	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	損害賠償請求書	証券会社発行の書類	損害賠償請求書	除籍簿	委任状・戸籍簿	後遺障害診断書	その他の書類	
保険金種類	治療費用保険金 (傷害・疾病)	○	○	○	○	○									○
旅行品損害保険金 (傷害)		○	○			○				○	○				○
死亡保険金 (傷害)		○	○		○	○						○	○		○
後遺障害保険金		○	○			○								○	○
救護者費用等保険金		○	○			○	○								○
賠償責任保険金	対人	○	○	○	○		○								○
	対物	○	○			○	○	○							○
航空機遅延費用等		○	○				○			○					○

国内旅行傷害保険															
死亡保険金 (傷害)			○			○	○						○	○	○
後遺障害保険金			○				○							○	○

(注) 1. ○印は原則として必要な書類 ○印は場合によって必要となる書類
2. ※印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング安心保険に関する保険金請求書類															
保険金請求に必要な書類		損害の状況													
		修理可能な場合							修理不可能な場合						
カード(コピー)		○							○						
保険金請求書		○							○						
罹災証明書・事故証明書		○							○						
クレジットカード売上票		○							○						
修理見積書															
修理代金請求書		○													
修理代金領収書															
全損証明書		—							○						
写真または現物		○							○						
他保険の保険金請求書		○							○						
委任状		○							○						
盗難届(盗難の場合のみ)									○						
その他関係書類		○							○						

(注) ◎印は必要な書類、○印は場合によって必要となる書類

海外旅行の際のお願い															
海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。 保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。															
■取扱代理店／株式会社クレディセゾン															
■引受保険会社／損害保険ジャパン株式会社(引受幹事保険会社) セゾン自動車火災保険株式会社															
りそなカード株式会社															

共同保険契約に関するご説明
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。
各引受保険会社は、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。



2023年10月作成

Resona Card セレクト

海外・国内旅行傷害保険 ショッピング安心保険

ご案内(補償規定)

旅先で“もしも”の時に、
お客さまはもちろんご家族もしっかりサポートします。

海外旅行・国内旅行傷害保険

お客さまとご家族の、
ご旅行中の事故を補償します。

海外旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

＜ 傷 害 ＞



交通事故にあった

＜ 疾 病 ＞



かぜで高熱を
発した

＜ 賠償責任 ＞



お店の商品を
壊した

＜ 携行品損害 ＞



カメラを落として
壊した

＜ 救護者費用 ＞



旅先でケガをし
家族が現地に向かった

＜ 航空機遅延費用等 ＞



スーツケースの到着が
遅れ、着替えを購入した

＜ 緊急アシスタンスサービス ＞



日本語が通じる
医療機関の紹介
※これらのサービスは、国・地域等の諸事情によりサービ
スを提供できない場合があります。

国内旅行傷害保険

※詳細はあらましをご覧ください。

＜ 傷 害 ＞



搭乗した航空機の事故
で亡くなった

＜ 傷 害 ＞



宿泊中に火災で亡くな
られた

＜ 傷 害 ＞



宿泊を伴う募集型企画
旅行参加中にケガで後
遺障害を負った

支払限度額

保険の種類	担 保 内 容	本 会 員	家 族 ※1
海外旅行傷害保険	傷 害	死亡・後遺障害	3,000万円
	治 療 費 用	150万円	100万円
	疾 病 治 療 費 用	150万円	100万円
	賠 償 責 任	2,000万円	1,000万円
	携 行 品 損 害 ※2	20万円	20万円
	救 援 者 費 用	100万円	100万円
	寄託手荷物遅延費用	10万円	10万円
	乗 継 遅 延 費 用	3万円	3万円
国内旅行傷害保険	出 発 遅 延 費 用	3万円	3万円
	傷害死亡・後遺障害	1,000万円	1,000万円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。
※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 海外旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用
国内旅行傷害保険の傷害死亡・後遺障害
- 故意、重過失
 - けんか、自殺、犯罪
 - 無資格運転、酒気帯び運転
 - 脳疾患、疾病、心喪失
 - 妊娠、出産、早産または流産
 - 医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等
 - スカイダイビング等の危険な運動中の事故
 - 戦争、侵略行為、反乱等
 - 地震、噴火またはこれらによる津波（国内旅行傷害保険のみ）
 - 自然災害
- 海外旅行傷害保険の疾病治療費用、救護者費用
- 故意、重過失
 - けんか、自殺、犯罪
 - 医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等
 - 妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - 歯科疾病
 - 既往症
 - 自然災害
- ※救護者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者（保険の対象となる方）が死亡したときはお支払いの対象となります。
- 海外旅行傷害保険の賠償責任
- 故意
 - 職務遂行に直接起因する事故
 - 親族に対する事故
 - 受託者に対する事故
 - 自動車等の所有、使用または管理に起因する事故
 - 心喪失に起因する事故
 - 自然災害
- 海外旅行傷害保険の携行品損害
- 故意、重過失
 - 携行品の瑕疵または自然消耗
 - 携行品の置き忘れまたは紛失
 - 旅行中に借りた物、預かった物の事故
 - 現金、小切手、クレジットカード等の損害
 - 山岳登山等の危険な運動中の当該運動のための用具
 - 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的故障
 - 自然災害
- 海外旅行傷害保険の寄託手荷物遅延費用、寄託手荷物紛失費用、乗継遅延費用、出発遅延費用
- 故意、重過失
 - 戦争、侵略行為、反乱等
 - 地震、噴火またはこれらによる津波
 - 自然災害

海外旅行傷害保険のあらまし（保険責任期間：最長90日）

担 保 項 目		こ ん な と き	お 支 払 い す る 保 険 金
傷 害	死亡・ 後遺障害	被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。	死亡されたとき …… 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 後遺障害が …… 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。 (注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。
	治療費用	被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けたとき。	保険金額を限度とし、事故の日（疾病の場合は医師の治療を開始した日）から180日以内に治療のために現実に出した次の費用をお支払いします。 ① 医師による治療費、手術費、入院費 ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費 ③ 義手、義足の修理費（傷害治療費用のみ） ④ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 ⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故について20万円限度） (注) 社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。
疾病治療費用		①責任期間中または責任終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限ります。 ②責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓急性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。	
賠 償 責 任		被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。	保険金額を限度として損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。 (注) 損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要ですが、 (注) 示談交渉サービスはありません。
携 行 品 損 害		被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除きます。）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。	1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。 (注) お支払いする保険金の総額は、保険金額を保険期間中の限度とします。 (注) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
救 護 者 費 用 等		被保険者が責任期間中に ①事故により遭難（行方不明を含みます。）されたとき。 ②事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。 ③病気により死亡されたとき。 ④病気にかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。	保険金額を限度として次の費用をお支払いします。 ① 捜索救助費用 ② 現地との航空運賃等交通費（救護者3名まで） ③ 現地および現地までのホテル客室料（救護者3名かつ1名については14日分まで） ④ 現地からの移送費用 ⑤ 遺体処理費用（100万円限度） ⑥ 救護者の渡航手続費用および現地での諸雑費（20万円限度） (注) 救護者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

担保項目	こんなとき	お支払いする保険金
乗継遅延費用	航空機を乗り継ぐ予定が、乗り継ぎ地点までの到着機の遅延によって搭乗する予定だった航空機に搭乗することができず、到着機の実際の到着時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗することができなかったとき。	1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。 ①乗継地における宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。 ②旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。 ※これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。
	出発遅延、欠航、搭乗不能費用	搭乗する予定だった航空機について、出発予定時刻から4時間以上の出発遅延や航空機の欠航などで搭乗することができず、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗できなかったとき。
航空機遅延費用等	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。	1回の寄託手荷物の遅延について、下記購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。 ①衣類購入費 寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等の旅行行程中に必要不可欠な衣類の購入費用、貸与費用。 ②生活必需品購入費 寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の旅行行程中に必要不可欠な生活必需品の購入費用、貸与費用。
	寄託手荷物紛失	搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。

(注) 「責任期間」とは、海外旅行の目的で住居を出発したときから住居に帰着するまでの間であつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までの間で日本を出国した日から最長90日間が補償されます。
(注) 他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
(注) ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注) 事故の発生した日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

国内旅行傷害保険のあらまし

担 保 項 目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害死亡・後遺障害	下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。 ①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。 ②被保険者が日本国内を旅行中、旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。 ③被保険者が「宿泊を伴う募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。	死亡された場合……死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い致します。 後遺障害が生じた場合……後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額3%から100%をお支払い致します。

(注) 募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
(注) 募集型企画旅行に参加中とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
(注) 公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。（時刻表に基づき運行されている航空機・電車・船舶等を指し、タクシー・ハイヤー・レンタカー・社用車は除く。）
(注) 他のクレジットカード付帯の保険契約から死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払します。
(注) ご出発前に特別な手続きは必要ありません。
(注) 事故の発生した日から30日以内に事故発生状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
りそなカード《セゾン》セレクト会員であること、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先。
■日本国内からのご連絡先（国内旅行傷害保険の補償対象事故も下記になります。）
損保ジャパン事故受付デスク
（24時間受付、年中無休）

☎0120-553-935 ☎018-888-8430

■海外メディカルヘルプラインお問い合わせ先
ケガ・病気などで困りのとき、電話1本で医療・緊急手配サービスを行います。
（24時間・年中無休・日本語対応）

お客さまの滞在地		電話番号	センター
北米・中南米 ハワイ	アメリカ本土・ハワイ・アラスカ・カナダ	1800-233-2203	アメリカセンター
	メキシコ	800-099-0667	
	ブラジル	0800-891-6640	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	アメリカ本土内から アメリカ本土外から	
中国	中国（香港・マカオを除く）	800-810-9784	中国センター
	香港	800-968-845	
	マカオ	080-0382	
	無料電話がご利用にならない場合	中国大陸から 香港・マカオから	
アジア・オセアニア・グアム・サイパン	台湾	00801-65-1166	シンガポールセンター
	シンガポール	1800-3041756	
	マレーシア	1800-80-1013	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	シンガポール国内から シンガポール国外から	
	韓国	00798-651-7029	
	インドネシア	001-803-65-7187	
欧州・アフリカ・中近東・ロシア	フィリピン	1800-1-651-0065	イギリスセンター
	タイ	1800-600-234	
	グアム・サイパン	1877-232-0747	
	オーストラリア	1800-553-152	
	ニュージーランド	0800-44-9345	
	無料電話がご利用にならない場合	タイ国内から タイ国外から	
各センターに連絡が取れない場合	イギリス	0800-068-3724	東京センター
	フランス	0805-119-520	
	イタリア	800-986-331	
	ドイツ	0800-589-3737	
	無料電話がご利用にならない場合や上記以外の国・地域から	イギリス国内から イギリス国外から	
	海外から 日本国内から	(81) 3-3811-8127 03-3811-8127	

※ミャンマー・カンボジア・ラオスはタイセンターへご連絡ください。
※夜間・週末等で、りそなカード《セゾン》セレクト会員であることの確認がとれない場合には、可能な範囲（日本語の通じる病院の紹介など）でのアシスタンスはご提供しますが、キャッシュレスサービスのご提供はできませんのでご了承ください。